

2014年3月24日

各 位

会社名	キャノン株式会社
代表者名	代表取締役会長兼社長 CEO 御手洗 富士夫
コード番号	7751
上場取引所 (所属部)	東京、名古屋 (以上第一部) 福岡、札幌
問合せ先	連結経理部長 青山 伸一 (TEL. 03-3758-2111)

子会社等における孫会社に係る破産手続開始の申立て及び決定に関するお知らせ

当社の連結子会社であるキャノン電子株式会社（コード：7739、東証第1部）（以下「キャノン電子」）の100%子会社、株式会社通販工房（以下「通販工房」）は、2014年3月20日、東京地方裁判所に破産の申立てを行い、同日中に破産手続開始決定を得ましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

a. 当該孫会社の概要（2014年2月末現在）

商号：	株式会社通販工房
本店所在地：	東京都港区芝公園 3-5-10
代表者の役職・氏名：	代表取締役 福嶋 進一
事業内容：	通信販売業
資本金の額：	3,000万円
大株主及び持株比率：	キャノン電子（当社の連結子会社（持株比率54.1%））100%
当社との債権債務関係：	なし

b. 申立てに至った経緯

通販工房の前代表取締役社長（以下「前社長」）が、同社の親会社であるキャノン電子に対して自らの違法行為を申告したため、本年1月7日、キャノン電子が内部調査委員会を設置し、調査を進めたところ、前社長が同社取締役会の承認を得ることなく独断で通販工房名義にて債務保証、手形の裏書を行う等の違法行為を繰り返していたことが判明しました。

キャノン電子では、前社長本人及び同人の代理人弁護士から事情を聴く等により事実の解明に努めたものの、資金の用途を含めて事実の全容を把握することができず、前社長の違法行為による通販工房の負債額が膨らむ可能性が高くなったことから、破産管財人による事実の確認、負債額の確定、残余財産の公平な分配を図るため、やむなく破産手続の申立てに至りました。

c. 申立者

株式会社通販工房

d. 申立ての内容

破産法第 18 条に基づく破産手続開始の申立て

e. 負債総額

前社長の違法行為による負債額が確定しておりませんが、キャノン電子では、現時点において通販工房の負債総額をおおよそ 24 億円と見込んでいるとのことです。

f. 孫会社に係る破産等の影響

当社の業績に与える影響は無いものと判断しております。

g. 当該孫会社株式の評価額

キャノン電子が保有する通販工房株式の評価額はゼロとなる見込みです。

h. 今後の見通し

前社長の違法行為に係る事実の確認等を破産管財人に委ねる一方、通販工房の親会社であるキャノン電子は、同社の内部牽制体制の不備を招いた原因の究明と再発防止に努めるとともに、刑事告発を含めて前社長の責任を追及する方針です。

i. 上場廃止又は上場維持の見通し(当該孫会社が上場会社であって当該孫会社の申立てのとき)

該当無し

j. その他投資者が会社情報を適切に理解・判断するために必要な事項

通販工房の破産手続開始によるキャノン電子への影響等につきましては、キャノン電子の平成 26 年 3 月 20 日付適時開示「子会社の破産手続開始の申立ておよび決定に関するお知らせ」をご覧ください。

以上